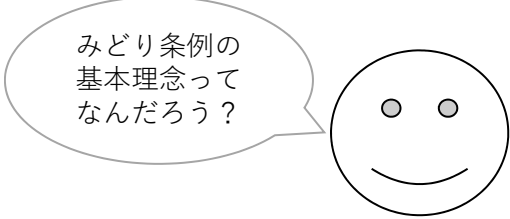


保存樹木等の指定について

本市では、静岡市みどり条例の基本理念にのっとり、みどりの保全・緑化の推進のため、特に保存する必要がある樹木・樹林を「**保存樹木**」・「**保存樹林**」として指定しています。



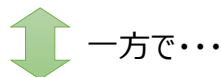
市・市民・事業者みんなで協力して、みどりを守り、緑化を進めていくことだよ。
キーワードは「し・ず・か」

- し：自然と人が共生したまちづくり
- ず：ずっと未来までみどりを残そう
- か：官民一緒にみんなでみどりを考える

指定に関すること

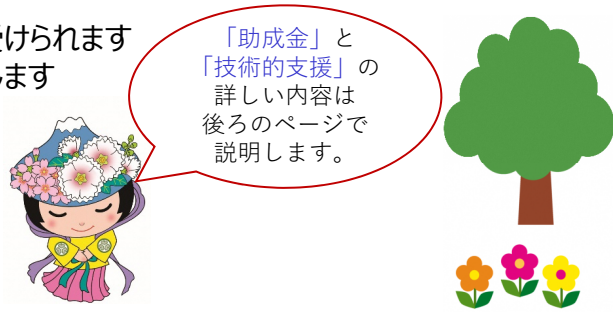
指定を受けると、どうなる？

保存樹木等の保全に当たり、**助成金**の支給や**技術的支援**を受けられます
保存樹木として指定されていることを表示する看板を市が設置します



保存樹木等の所有には以下の義務が生じます

- ① 枯死・損傷の防止に努め適切な保全を行うこと
- ② 保存樹木等に特別の変更があった場合には市長に届出を行うこと

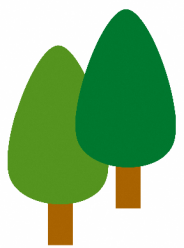


どんな樹木が対象になる？

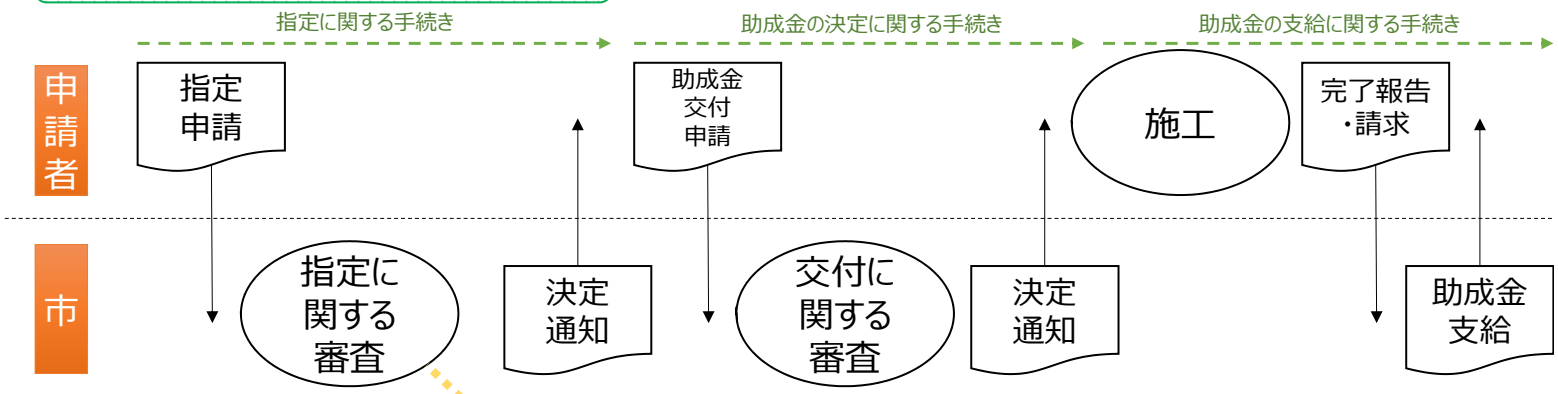
①～④全てを満たすこと

- ① 静岡市の都市計画区域内にあるもの
- ② 健全で、地域に親しまれ、その保存及び継承が重要と認められるもの
- ③ 他の法令の規定により既に保存が図られていないもの
- ④ 次の**いずれか**の基準に該当するもの
 - 【樹木】 ア 1. 5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上あるもの
 - イ 樹高が1.5メートル以上あるもの
 - ウ 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上あるもの
 - エ はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上あるもの（フジなど）
 - 【樹林】 ア 樹木の集団の存する土地の面積が500平方メートル以上であるもの
 - イ 生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30メートル以上あるもの

官地に位置する樹木等又は公共が所有する樹木等もこれにあたり、指定対象外となります



指定から助成を受けるまでの流れは？



※標準的な流れのイメージ
審査は「静岡市みどり審議会」で行います（年2回程度）

指定を受けるにはどうすればよい？

- ① **保存樹木等指定申請書**と自治会又は町内会の**推薦書**を市に提出してください
※推薦書は任意の様式で構いませんが、市が標準様式を公開しているため参考としてください
- ② 市が、静岡市みどり審議会への諮問を経て、指定可否を審査決定します
※審査にあたり、市職員による現地調査や申請者への聞き取りを行う場合があります
- ③ 保存樹木等に指定された場合は、市から指定申請者へ、指定通知書により結果をお知らせします



あなたの**身近な木**も保存樹木として
未来へ残していけるかも？
「この木はどうか？」と思ったら
まずは**お気軽にご相談ください！**

指定を受けた樹木が枯れてしまったら？

次のいずれかに該当する場合は、**保存樹木等に係る届出書**を速やかに市へ提出してください

- ① 保存樹木等の**所有者等**が変更したとき（※）
- ② 保存樹木等が**滅失**し、又は**枯死**したとき
- ③ 保存樹木等の**形態**を著しく変更するような**伐採**を要することが判明したとき
- ④ 保存樹木等が存する**土地の形質**の変更を要することが判明したとき
- ⑤ 保存樹木等の生育に直接影響を及ぼす**病虫害等**の発生を認めたとき

※自治会長等を充て職で所有者等としている場合、単にその職にある者が変更になった際(年度変わり等)には届出の必要はありません

助成金に関すること

助成金の対象となる事業は？

次のいずれかに該当する場合は対象となります

- ① 保存樹木等の**管理**に関する事業（剪定、保全に係る処置など）
- ② 損傷した保存樹木等の**修繕**に関する事業
- ③ 災害等により倒木した保存樹木等の**復旧**に関する事業



対象となるか不明な場合は
一度お問合せください。

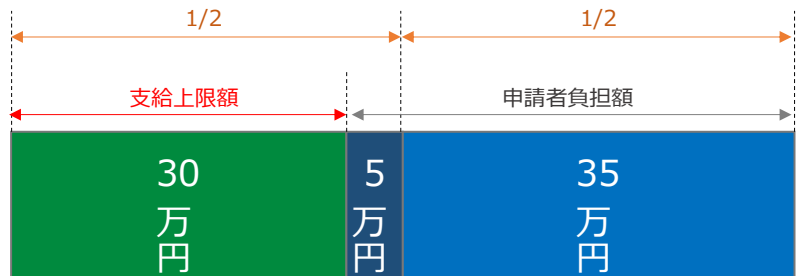
助成金の支給を受けるには？

- ① 次のア～ウの書類を市に提出してください
ア 保存樹木等保全事業助成金交付申請書
イ 事業計画書
ウ 添付資料として、保存樹木等の所在がわかる書類、現況写真、見積書の写し（業者に施工を依頼する場合のみ）
- ② 市で審査を行い、交付を決定した場合は、市から指定申請者へ交付決定通知を送付します
- ③ 申請者は、交付決定通知受領後に事業を実施します
- ④ 事業完了後、**保存樹木等保全事業実績報告書**と**実施が確認できる写真**を市に提出してください
- ⑤ 市で審査を行い、助成金の額を確定し、市から指定申請者へ確定通知を送付します
- ⑥ 確定通知書受領後、**請求書**を市に提出してください。その後、市から助成金が支給されます

助成金の支給に制限はあるの？

- ① 助成金の額は、保全事業に要した費用の**1/2**です。残りの1/2は申請者側が自ら負担します
- ② 支給上限は、保存樹木一本・一事業あたり**30万円**です（保存樹林の場合は一か所・一事業あたり**30万円**）
- ③ 支給の申請は、原則として一保存樹木等あたり年1回までとします
- ④ 支給の決定は、原則として申請があった順に、予算の範囲内で行います。

例えば・・・ 70万円を要する剪定を行った場合
↓
70万円のうち最大30万円が支給されます

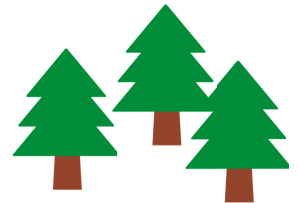


技術的支援に関すること

技術的支援とは？

保存樹木等の所有者は、必要に応じて以下の支援を受けることができます

- ① 保存樹木等の管理のために必要な**周辺清掃に要する資材の支給**
- ② 保存樹木等の管理の方法に関する**助言**



支給される資材の内容は？

下表1の付与点数の範囲で、下表2で算定した点数に相当する資材を支給します

【表1】

区分	付与点数
保存樹木	1本につき30ポイント
保存樹林	1箇所につき50ポイント



【表2】

資材の種類	点数	支給する資材の規格等
竹ぼうき	1本につき6ポイント	長さ約1850mm
箕 (プラスチック)	1個につき7ポイント	縦約420mm×横約410mm×高さ約150mm
軍手	1袋につき4ポイント	1袋とは、軍手12双入りのもの(滑り止め付きフリーサイズのもの)をいう
ごみ袋	1セットにつき9ポイント	1セットとは、市指定事業所用20リットル袋10枚入りをいう
火ばさみ	1本につき3ポイント	長さ約600mm

例えば・・・
保存樹木1本に対して必要な資材の支給を受ける場合

保存樹木1本に対して付与される点数 ⇒ 30ポイント

[30ポイント以内で資材の支給を受ける例]

- ・竹ぼうき2本 : 12ポイント
- ・軍手2袋 : 8ポイント
- ・ごみ袋1セット : 9ポイント

合計 : 29ポイント



支給資材を使って
保存樹木の周りを
綺麗に保とう！

技術的支援を受けるには？

- ① 次のア～ウの書類を市に提出してください
ア 技術的支援依頼書
イ 活動計画書
ウ 添付資料として、保存樹木等の所在がわかる書類、現況写真
- ② 市で審査を行い、支援を決定した場合は、市から指定申請者へ決定通知書を送付します
- ③ 資材を支給する場合は、市から申請者へ連絡し調整のうえ、資材を受け渡します

技術的支援に制限はあるの？

- ① 支給された資材は、保存樹木等の保全の目的のためにもみ使用してください
- ② 上記①に違反した場合は、資材の返還を命ずる場合があります



各申請に必要な様式は
市ホームページ又は
緑地政策課窓口で
配布しています。

市ホームページ：静岡市トップ > くらし > みどり・環境 > 緑化計画・取り組み > 静岡市みどり条例に基づく保存樹木等の指定について
緑地政策課窓口：静岡市役所 静岡庁舎 新館7階

【お問い合わせ】

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所都市局都市計画部

緑地政策課 緑化推進係（静岡庁舎新館7階）

TEL 054-221-1249

FAX 054-221-1294

保存樹木等に関する事業は、以下の法令に基づき実施されています
○静岡市みどり条例(平成27年条例第14号)
○静岡市みどり条例施行規則(平成27年規則第29号)
○静岡市保存樹木等保全事業助成等要綱